

船舶事故調査報告書

平成29年7月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年3月20日 12時25分ごろ
発生場所	香川県坂出市与島北方沖 鍋島灯台から真方位336° 1.1海里付近 (概位 北緯34° 24.0′ 東経133° 48.9′)
事故の概要	引船あり丸は、北進中、浅瀬に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年3月23日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	引船 あり丸、197トン
船舶番号、船舶所有者等	140225、三洋海事株式会社
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	船底部外板に破口を伴う凹損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約160cm（坂出）
事故の経過	<p>本船は、船長ほか3人が乗り組み、与島北方沖を約8ノットの対地速力で、手動操舵により北進していた。</p> <p>船長は、航行を続けていたところ、衝撃を感じ、浅瀬に乗り揚げたことを知った。</p> <p>船長は、与島北方沖を約10回航行したことがあったので、与島北方沖の浅瀬の存在を知っていたものの、本事故時、同浅瀬から距離を取って航行しているものと思っていた。</p> <p>本船は、喫水が船首約2.4m、船尾約3.6mであった。</p> <p>浅瀬は、水深が約0.3mであった。</p>
分析	本船は、船長が、与島北方沖の浅瀬から距離を取って航行しているものと思い、船位の確認を行っていなかったことから、同浅瀬に向かう態勢であることに気付かず、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、与島北方沖の浅瀬から距離を取って航行しているものと思い、船位の確認を行っていなかったため、同浅瀬に向かう態勢であることに気付かず、本船が同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行経験がある海域においても、GPSプロッター等を使用し、

	船位の確認を行うこと。
--	-------------